「キッズスポーツインストラクター」資格取得規定	
1.「キッズスポーツ インストラクター」とは	公益財団法人ライフスポーツ財団は幼少児期における健全な心身の発達を促すため、運動・スポーツを通してふれあいを深め、子どもたちの創造性、可能性を引き出すことを目的に活動を進めている。 当財団では「子ども」を小学生以下と定め、その時期における心身の特徴や発育発達に即した活動内容を提供する。 当財団の活動趣旨に基づき、子どもたちの健全な心身の発達をサポートできる指導者に「キッズスポーツインストラクター」の資格を発行する。
	1)トップインストラクター
2. 資格の種類	財団推進事業「ライフキッズスポーツクラブ」を含む、子ども及び親子の運動・スポーツ活動全般の運営並びに指導を中心的立場で行うことを役割とする。
	2) ミドルインストラクター
	子ども及び親子の運動・スポーツに積極的に携わり、主となる指導者のサポート役として活動全般に関わり、指導にあたることを役割とする。
3. 取得対象	1)トップインストラクター
	18歳以上で、子ども及び親子の運動・スポーツにおける指導ができる者。 かつ、子どもの運動指導実績が過去2年間において、10回以上20時間以上ある者。
	2) ミドルインストラクター
	18歳以上で、子ども及び親子の運動・スポーツに積極的に携わることができる者。
4. 資格認定	資格の種類により以下の通り、認定必須事項が異なる。
	I)トップインストラクター ①セミナー受講(4時間) + ②指導実績報告書の提出(過去2年間において、IO回以上20時間以上の子どもの運動指導実績)
	2) ミドルインストラクター ①セミナー受講(4時間)
5. インストラクター登録	セミナー受講後、登録申請を行い、手続きが完了したときより当財団のキッズスポーツインストラクターとして登録される。
	資格については、2年ごとの更新が必要。
6. 資格登録申請	有効期間:初回資格有効期間は満2年経過後の3月31日までとする。(以降2年ごと)
	登録料:2,000円(初回のみ)
7. 資格更新	2年ごとにライセンスの更新手続きを行う。
	更新料:2,000円(2年間)
8.資格の喪失	次のいずれかの事由に該当するときは、キッズスポーツインストラクターの資格を喪失する。
	 1)自らが登録を辞退し、キッズスポーツインストラクターでなくなったとき。
	2) 有効期間内に更新手続きを行わなかったとき。
	3)その他、キッズスポーツインストラクターとして適当でないと当財団理事長が認めたとき。
9.個人情報保護方針	 1) 当財団がインストラクターの登録申請に関して取得する個人情報は、機関誌の発行やなど、資格に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱う。 2) 当財団ではインストラクターの登録申請に関する個人情報の収集に際しては、その利用目的を提示するとともに、本人の同意を得ずに当初の利用目的以外に利用しない。 3) 当財団がインストラクターの登録申請において収集、保管する個人情報は、財団の公益性と社会的役割を認識し、個人情報の保護に関する法律、同施行令に基づき取り扱うように努める。 4) 個人情報に関する窓口は次の通りとする。個人情報担当 理事長 清水 進